

## レベルアップのための研修の認定に関する事務取扱い要領

### (目的)

第1条 この要領は、心とからだの健康づくり指導者登録規程(平成9年規程第267号(以下「規程」という。))第11条第5項及び第6項第3号の規定に基づきレベルアップ研修実施機関及びレベルアップ研修の認定の基準及び手続き等を定めることを目的とする。

### (用語)

第2条 この要領において使用する用語は、規程において使用する用語の例による。

### (研修実施機関の認定)

第3条 規程第11条第1項の申請をしようとする機関(以下「申請機関」という。)は、中災防に次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) レベルアップ研修実施機関認定申請書(様式第1号)
- (2) 定款若しくは寄付行為又はこれらに相当する書類
- (3) 当該年度の研修計画書及び前年度の研修報告書
- (4) 研修に係る料金表

2 中災防は、申請機関からレベルアップ研修実施機関認定申請書が提出されたときは、別表1のレベルアップ研修実施機関認定基準に基づき審査を行う。

3 中災防は前項の審査の結果、申請機関が前項の基準に合致していると認められた場合には、規程第11条第1項の規定による認定(以下本条及び次条において「認定」という。)を行うこととし、レベルアップ研修実施機関認定通知書(様式第2号)により通知する。

4 中災防は、第2項の審査の結果、認定をしないこととした場合には、その理由を付して当該申請機関に通知する。

### (研修実施機関名簿)

第4条 中災防は、認定をしたときは、研修実施機関名簿に当該認定に係る機関(以下第7条までにおいて「認定機関」という。)の認定番号、名称及び事務局、所在地並びに電話番号を登録する。

2 前項の名簿は、電磁的記録により作成し、健康確保推進部長が定める場所に保管するものとする。

### (名簿の公表)

第5条 中災防は、前条第1項の名簿に登録した事項を、中災防 Web サイト等により公表するものとする。

(業務廃止の届出)

第6条 認定機関はレベルアップ研修に係る業務を廃止したときは、中災防に対してレベルアップ研修実施機関等業務廃止届(様式第4号)を提出しなければならない。

- 2 中災防は、認定機関からレベルアップ研修実施機関等業務廃止届が提出されたときは、レベルアップ研修実施機関としての認定を取り消すとともに、当該機関を研修実施機関名簿から削除する。

(研修の認定)

第7条 認定機関は、規程第11条第3項の申請をしようとするときは、当該申請に係る研修(以下本条において「申請研修」という。)を実施する2ヶ月前までにレベルアップ研修認定申請書(様式第5号)を中災防に提出しなければならない。

- 2 規程第11条第3項の規定による認定(以下本条において「認定」という。)は、その内容が同項各号に掲げる事項のうち一又は二以上の事項に関するものである研修について行うものとし、これらの事項の具体的な内容は別表2のレベルアップ研修認定基準に定めるとおりとする。
- 3 中災防は、認定機関からレベルアップ研修認定申請書が提出されたときは、申請研修について、前項の基準に基づき審査を行い、併せて規程第11条第6項第1号の規定に基づき活動単位の数を算定する。この場合において一の研修に係る活動単位の数は、5を上限とする。
- 4 中災防は、前項の審査の結果、申請研修が前項の基準に合致していると認められた場合には認定を行うこととし、レベルアップ研修認定通知書(様式第6号)により通知する。
- 5 中災防は、第3項の審査の結果、認定をしないこととしたときは、その理由を付して当該認定機関に通知する。

(学会への参加等に係る活動単位)

第8条 規程第11条第6項第3号の理事長が別に定める数は、次の活動の区分に応じ、それぞれ次に定める数とする。

(1) 学会、講演会等への参加

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| ア 全国産業安全衛生大会に参加した場合                 | 1単位 |
| イ 各都道府県T H P推進協議会が主催するイベントに参加した場合   | 1単位 |
| ウ 健康づくりに関連した学会等として中災防が認めた学会等に参加した場合 | 1単位 |

(2) 研究論文の発表、専門誌への投稿

- |   |     |
|---|-----|
| ア 学会等へ、健康づくりに関連した研究論文(査読のある論文)を発表した場合               | 4単位 |
| イ 学会等へ、健康づくりに関連した研究論文(査読のない論文)を発表した場合               | 3単位 |
| ウ 健康づくりに関連した原稿を投稿し、掲載され、一定の水準にあると認められるもの(400字10枚以上) | 2単位 |
| エ 前号ウの学会等で、健康づくりに関連した研究等を口頭発表した場合                   | 2単位 |
| オ 全国産業安全衛生大会で健康づくりに関連した研究等を口頭発表した場合                 | 2単位 |
| カ 各都道府県T H P推進協議会が主催するイベントで口頭発表した場合                 | 2単位 |
| キ 健康づくりに関連した原稿を投稿し、掲載され、一定の水準にあると認められるもの(400字10枚未満) | 1単位 |

(3) 健康づくりに関連した委員会の委員としての活動等

- ア 中災防の理事長から健康づくりに関連した委員会の委員を委嘱され、委員会への出席があった場合 10 単位
  - イ 中災防の理事長又は各地区安全衛生サービスセンター等の所長からの依頼により研修会等において講義又は指導等を行った場合 1 研修会につき 2 単位
  - ウ 中災防 T H P インストラクター規程（平成 5 年規程第 221 号）に定める中災防 T H P インストラクターとして講義又は指導等を行った場合 1 研修会につき 2 単位
- 2 前項第 1 号ウの健康づくりに関連した学会等は、日本学術会議から協力学術研究団体の称号を付与されている団体のうち、T H P 指導者に対してその能力向上に資する知見の提供等を適切かつ継続的に行うことのできる団体であることを、中災防が複数名の学識経験者から意見を徴取した上で認めた団体とする。
- 3 中災防は、前項の団体の名称を中災防 Web サイト等により公表するものとする

(事務局)

第 9 条 この要領に定める事務は、中災防健康確保推進部において行う。

附 則

- この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。
- この要領は、平成 10 年 8 月 1 日から適用する。
- この要領は、平成 12 年 11 月 1 日から適用する。
- この要領は、平成 13 年 11 月 1 日から適用する。
- この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- この要領は、平成 17 年 12 月 1 日から適用する。
- この要領は、平成 18 年 11 月 17 日から適用する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 第 2 条 この要領の施行前に改正前のレベルアップのための研修の認定に関する事務取扱い要領（以下「旧要領」という。）の規定により中災防が交付したレベルアップ研修実施機関認定書及びレベルアップ研修単位認定書は、改正後のレベルアップのための研修の認定に関する事務取扱い要領（以下「新要領」という。）の相当規定により通知したレベルアップ研修実施機関認定通知書及びレベルアップ研修認定通知書とみなす。
- 2 旧要領第 4 条第 1 項の名簿は、この規程の施行の日において、新要領第 4 条第 1 項の研修実施機関名簿になるものとする。

別表1 レベルアップ研修実施機関認定基準

<p>1. T H P 指導者の能力向上に適する研修等の実績があること。</p> <p>2. 継続的及び計画的に研修等を行っていること。</p> <p>3. 受講料金が適正であること。</p> <p>4. 受講対象者が適切に公募され、その中に T H P 指導者が含まれていること。</p>
---

別表2 レベルアップ研修認定基準

事 項	研修の具体的内容
1 国等の行う健康保持増進対策の動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働衛生関係法令に関すること</li> <li>・労働衛生行政（健康保持増進関係を含む）施策に関すること</li> </ul>
2 労働者の健康保持に係る専門的な知識及び技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康問題に対応するために必要な知識や情報に関すること</li> <li>・健康保持増進に関する最新の知見や健康指導の手法等に関すること</li> </ul>
3 事業場における具体的な健康保持増進措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保持増進に関する目標設定・実施計画及び評価に関すること</li> <li>・健康保持増進の推進体制の整備等に関すること</li> </ul>